

交通基本法の理念に基づく鉄道分野への予算配分と
政策推進を求める意見書

政府は本年6月に「交通基本法の制定と関連施策の充実に向けた基本的な考え方(案)」を発表した。この法の理念に照らすならば、環境問題やまちづくり政策に貢献する持続可能な交通・社会づくりが必要であり、誰もが利用できる公共的な交通手段の充実・発展が21世紀に求められる国家的な重要政策であると考えられる。

一方、4月27日の行政刷新会議ワーキンググループの事業仕分け第2弾では、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金(平成20年度末で約1.35兆円)を国庫に返納するよう判定された。こうした中、会計検査院は9月24日、同剰余金から、将来必要な費用を差し引いて国庫へ返納するよう求める報告を内閣に行っている。

しかるに、交通基本法の理念と、当該勘定の資金が国鉄改革や整備新幹線の敷設の経過で生じてきた事実にかんがみれば、この資金は単に国庫への返納とすべきではなく、総合的な交通体系の視点に立った政策の推進に活用すべきである。

すなわち、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金については、国庫に返納させることなく、JR北海道をはじめとする三島会社及びJR貨物の経営支援策の恒久化を含む助成策の実施、整備新幹線の計画的な建設推進、及び並行在来線の安定経営による貨物鉄道ルートと地域交通の維持のための対策等、地方路線の維持・活性化に向けた助成策として使うべきである。

よって、政府においては、制定へ検討を進める交通基本法の理念に基づき、平成23年度予算編成において、持続可能な交通体系の形成に向けた予算配分と政策推進を実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年(2010年)10月29日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣

(提出者) 自由民主党及び民主党・市民連合所属議員全員